

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成25年10月28日

**【会社名】** 株式会社ファーマフーズ

**【英訳名】** Pharma Foods International Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 金 武祚

**【本店の所在の場所】** 京都市西京区御陵大原 1 番地49

**【電話番号】** ( 0 7 5 ) 3 9 4 - 8 6 0 0 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務部部长 新谷 義信

**【最寄りの連絡場所】** 京都市西京区御陵大原 1 番地49

**【電話番号】** ( 0 7 5 ) 3 9 4 - 8 6 0 0 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務部部长 新谷 義信

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1 【提出理由】

平成25年10月25日開催の当社第16期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成25年10月25日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第7条（単元未満株式についての権利）を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

現行定款第5条（発行可能株式総数）、第6条（単元株式数）につきましては、会社法第184条及び第191条の規定に基づき、平成25年7月4日開催の取締役会において、平成25年8月1日を効力発生日として、発行可能株式総数を172,000株から34,400,000株に変更し、単元株制度を採用して1単元を100株とする旨の定款変更決議をしております。なお、変更の内容は下記とおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、34,400,000株とする。</p>	<p>（現行どおり）</p>
<p>（単元株式数）</p> <p>第6条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>（現行どおり）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（単元未満株式についての権利）</u></p> <p>第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第7条～第46条（条文省略）</p>	<p>第8条～第47条（現行どおり）</p>

#### 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、八田信男氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	30,066	70	0	(注)1	可決 (94.95)
第2号議案 監査役1名選任の件 八田 信男	30,018	118	0	(注)2	可決 (94.80)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。